

「推薦図書」

「たった2分で人の心をつかむ話し方」

発行所フォレスト出版 木下通之著

私も(60歳)この年になって、人の前に立つ機会が増えている。先日も地元では知られたある病院の管理職向けに講演を依頼された。もちろん今でも大変緊張するのである。緊張のあまり翌日は、口もききたくないくらい疲労感を感じるのです。もっと説得力のある話し方・分かりやすい話をしたいと常々思はされています。

「人前で話をする事は、人生で避けることができない。長く社会生活をしていけば、人前で話す機会が多くなります。ビジネスマンならばお客さんに話しをして、説得したり、納得してもらい契約を取らなければなりません。管理職・社長ともなれば、スタッフの前で話をしなければならぬのです。

- ・ 販路開拓のためのプレゼンテーション
- ・ 朝礼でのスピーチ
- ・ 会合などの挨拶
- ・ 結婚式での祝辞



< 労務管理ワンポイントレッスン >

Q.「休暇制度」は、どのように分類されますか。

A.休暇制度には、必ず付与しなければならない年次有給休暇(労基法39条)、産前産後休暇(労基法65条)、生理休暇(労基法68条)、看護休暇(育児介護法16条2)のような「法定休暇」と、設けるか否か自由な「会社休暇」があります。会社有給休暇・慶弔休暇・病欠休暇・勤続報償等のリフレッシュ休暇等の特別休暇は、「法定休暇」ではなく、「会社休暇制度」に当たります。その意味では、「会社休暇」としての特別休暇制度は、どうしても付与しなければならない休暇制度ではありません。

また、年次有給休暇を除く休暇制度は、給与の支給が義務付けられているかということ、必ずしも義務付けられているものではありません。会社がどのような処遇にするかは自由に決めてよいのです。むしろ「無給扱い」というのが中小企業における一般的な処遇のやり方になります。もっとも、産前産後休暇は、会社からの給与の支給がない場合、健康保険からの補償が受けられます。

川上労務通信26号 2008年11月6日

有限会社川上労務センター
社労士・診断士 川上金四郎
高崎市南大類町1366-3
027-352-4393

- ・ 子供のPTA懇親会での挨拶
- ・ 交流会での自己紹介
- ・ 1時間、2時間の講演などなど。」

著者はブリジストンタイヤ(株)の資金部長から、(株)ブリジストンスポーツ西日本の社長を務めた人物。一方、セールスマン・コースのインストラクターとして、20年にわたり「話し方」や「よりよい人間関係の構築」の講師として指導育成に当たる。この本の目次を紹介しよう。

- 1章 なぜ人はあなたの話を聞いてくれないのか
- 2章 人の心をつかむ話し方の基本
- 3章 あなたを聞き手に印象づける話し方
- 4章 話は「2分」でまとめられる
- 5章 「2分」で人にわかりやすく伝える話し方
- 6章 「2分」で人を説得する話し方
- 7章 話し方を学べば、人生そのものも変わる

< 予告 >



「社員と、もめ事を起こさない就業規則の作り方・見直し方セミナー」

当事務所主催の、経営者、役員、総務部長、人事・労務・総務担当者向けセミナーを開催いたします。

日時：平成20年12月3日(水)13時~17時
場所：ウェルサンピア高崎

顧問先割引、当所セミナー出席割引あり

様々な労務トラブルを防止するために就業規則の役割がますます重要になってきました。

< セミナー特典 >

1. モデル就業規則がCD形式でもらえ、初心者でも就業規則が作れます。
2. 就業規則見直しのポイントがつかめます。
3. 労務管理上すぐ使える様式・規程類をたくさんCDに納めて提供します。
4. 採用~退職、休日・労働時間・年休などの日常の労務管理ノウハウが習得できます。

皆様のご参加を心より

お待ちしております。